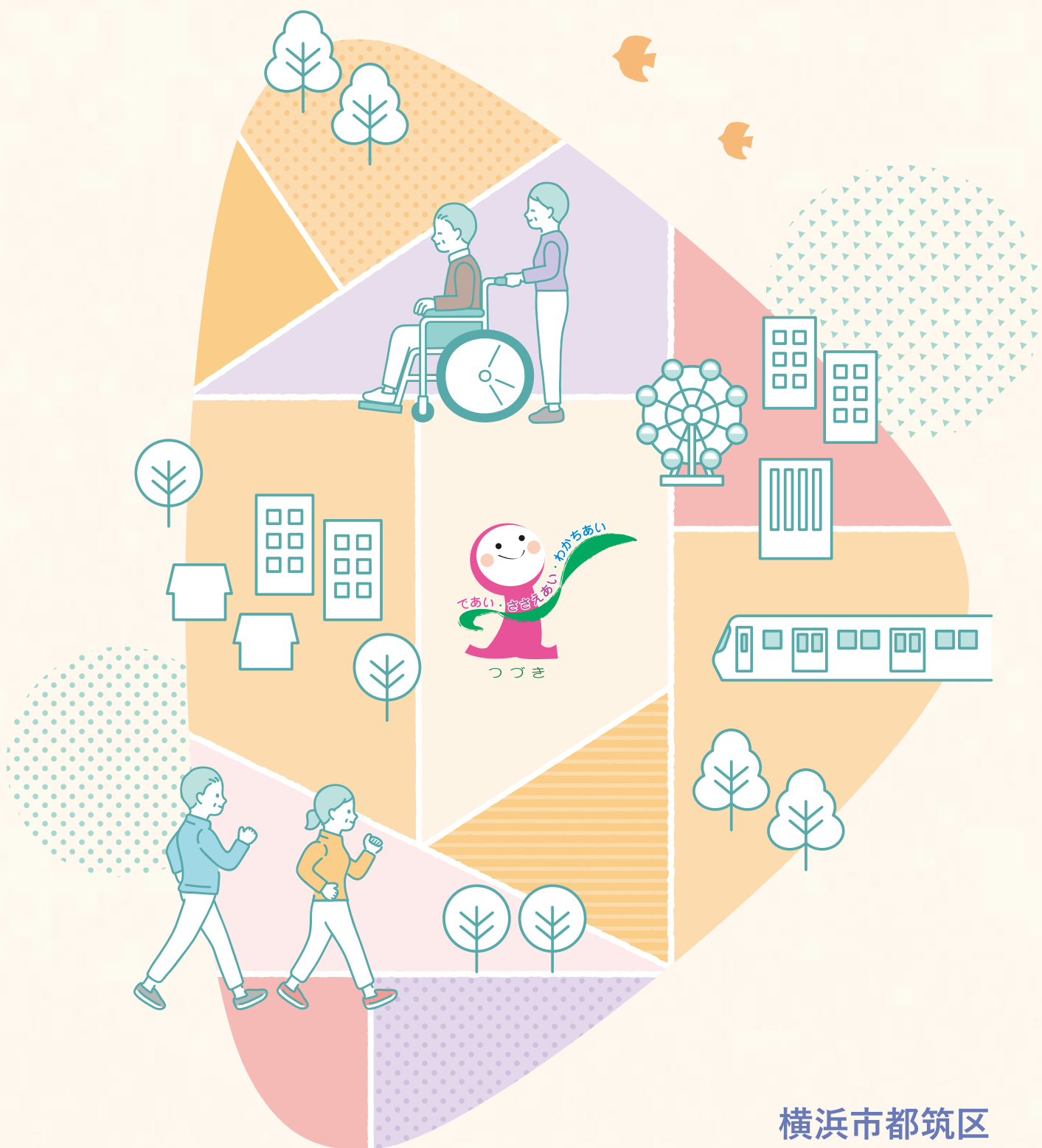


# 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた 都筑区アクションプラン



横浜市都筑区

令和4年3月改定

---

## 目次

---

はじめに	1
I 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた 都筑区アクションプランの目的	2
II 都筑区地域福祉保健計画「つづきあい」との関係	3
III 都筑区の特徴と課題	4
IV 都筑区の実施	7
1 健康づくり・介護予防	8
2 生活支援	10
3 医療・介護連携	12
4 認知症支援	14
5 権利擁護	16
今後に向けて	18
資料編	19





## はじめに

横浜市では、平成25年に高齢化率が21%を超え、超高齢社会を迎えました。団塊の世代の方々が全て75歳以上の後期高齢者となる2025年（令和7年）には、65歳以上の高齢者数が約100万人、高齢化率は約26%になると見込まれています。

医療・介護需要の大幅な増加等の様々な課題に対応するため、国は各自治体に対し、地域の実情と特性に応じた「地域包括ケアシステム」の構築を求めるとともに、各種施策を介護保険の地域支援事業（市町村事業）として位置付けるなど、より一層の取組推進を図っています。

急速な高齢化が進む横浜市でも要介護者や在宅医療対象者、認知症高齢者などの増加が見込まれています。そのため、横浜市としても、2025年（令和7年）に向けて「横浜型地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。



# I 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた 都筑区アクションプランの目的

横浜型地域包括ケアシステムとは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるため、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される、日常生活圏域（おおむね中学校区程度）ごとの包括的な支援・サービス提供体制のことです。

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、地域の特性を踏まえることと、幅広い分野の関係機関の協力が不可欠です。都筑区では、区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ、在宅医療連携拠点等の関係機関が地域包括ケアシステム構築に向けた目標や取組等を理解し共有することを目的として、2018年（平成30年）3月に「**横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた都筑区行動指針**（以下、「行動指針」という。）」を策定しました。行動指針は、「第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、「第7期計画」という。）」（平成30年度～令和2年度）を補足するものとして位置付けられています。

このたび、第7期計画の終了に伴い、新たに次期計画として「第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」（令和3年度～5年度）が策定されたことを受け、行動指針を「**横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた都筑区アクションプラン**（以下、「アクションプラン」という。）」へと改定しました。改定にあたっては、行動指針策定以降の状況変化や取組の進展等の反映、新たに目標値の設定を行いました。

本アクションプランは、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）までを期間としていますが、団塊ジュニアの世代が65歳以上の高齢者となり、高齢者数がピークを迎える2040年（令和22年）を見据え、2025年（令和7年）以降も引き続き取組を推進していくことも必要です。

【表1】「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」と「アクションプラン」の関係

	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・ 認知症施策推進計画	アクションプラン
考え方	本市の地域包括ケアの目指すべき姿を具体化し、中長期的な戦略を示す。	日常生活圏域ごとの特性や課題を踏まえて、区ごとの中長期的な戦略を示す。
位置付け	法定計画 老人福祉法第20条の8 介護保険法第117条	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・ 認知症施策推進計画を補足する任意計画
期間	第8期は2021年～2023年 3年ごとに策定	2025年まで 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・ 認知症施策推進計画策定の翌年度に見直し



## Ⅱ 都筑区地域福祉保健計画「つづき あい」との関係

都筑区地域福祉保健計画の目的は、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、区民、区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ、医療機関、介護事業者、その他関係機関等が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進めることです。

地域包括ケアシステムの実現においても、「身近な地域の支え合い」は必要不可欠です。また、特に地域包括ケアシステムを構成する分野のうち、「介護予防」と「生活支援」分野については、地域福祉保健計画を通じて、地域と協働であるいは地域が主体的に取り組んでいる活動が数多くあります。

そのため、地域福祉保健計画とアクションプランは、取組を連動させながら一体的に進めていく関係にあります。



# III 都筑区の特色と課題

## 1 市内18区で最も若い区! その一方で、2025年以降、一気に高齢化が進む!

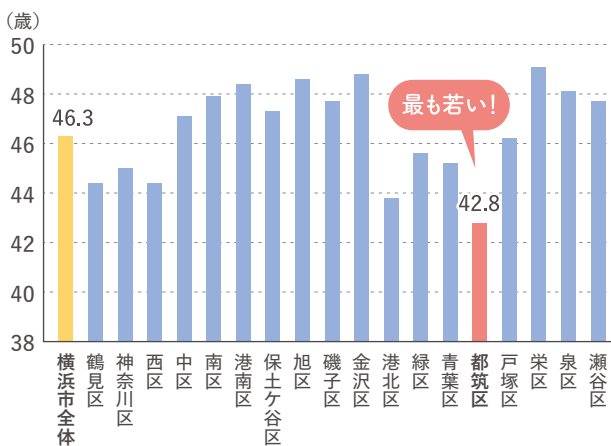
都筑区は、子育て世代が多く住み、区民の平均年齢が市内で最も若い区です【表2】。

高齢化率も横浜市全体の24.7%を大きく下回る17.8%であり、市内で最も低いです(令和3年3月末時点)。

2025年(令和7年)に、団塊の世代の全ての方々が後期高齢者である75歳を迎えることから、高齢化に向けた備えを喚起する意味も込めて「2025年問題」と呼ばれていますが、都筑区では2025年以降、短期間で急速に高齢化が進んでいくことが予測されています。横浜市将来推計によると、横浜市全体では2015年(平成27年)からの**20年間で**、高齢化率が23.4%から30.4%まで7%上昇することが予測されていますが【表4】、都筑区では2025年からの**10年間で**、高齢化率が19.7%から27.3%まで7.6%上昇すると予測されています【表3】。この要因は、2025年以降に65歳から74歳までの前期高齢者の割合が大きく上昇することが挙げられます。

急速な高齢化に備えて、健康づくりや社会参加に取り組んでいくことが重要です。

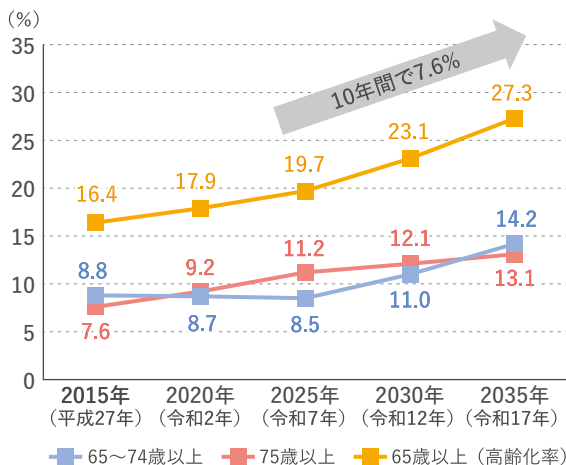
【表2】平均年齢(令和3年3月末時点)



出典:横浜市統計ポータルサイト

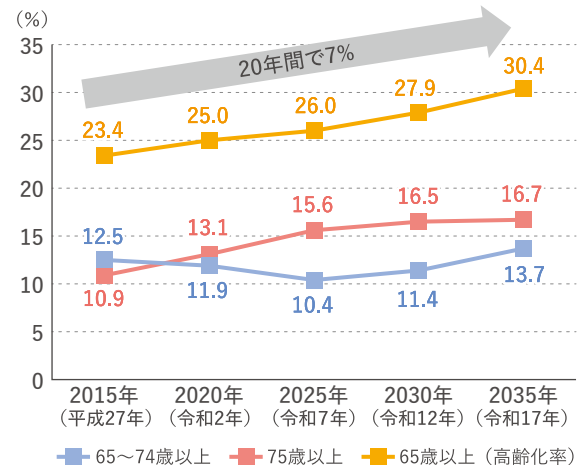


【表3】都筑区における高齢化率等の将来推計



※2015年(平成27年)を基準時点とした推計  
出典:横浜市将来推計(政策局政策課)

【表4】[参考] 横浜市における高齢化率等の将来推計



※2015年(平成27年)を基準時点とした推計  
出典:横浜市将来推計(政策局政策課)

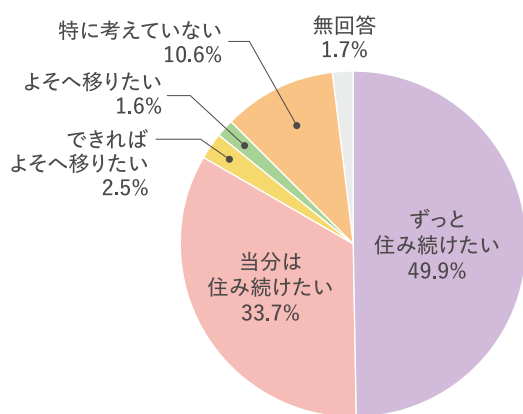
## 2 「これからも都筑区に住み続けたい」人が多い!

区民意識調査の結果では8割以上の区民が都筑区に住み続けたいと回答しており【表5】、市民意識調査の類似設問の結果【表6】と比較すると非常に特徴的な結果となっています。

また、転入者のうち65歳以上が占める割合について、都筑区は市全体と比べて高く【表7】、いわゆる呼び寄せ高齢者や、高齢者向け住宅などへの転入者が一定数いるものと考えられます。

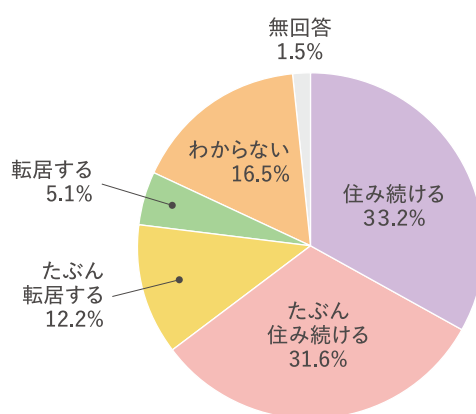
一方で、自治会町内会加入率はやや低く【表8】、見知らぬ土地で日中一人になる高齢者が地域で居場所や仲間を見つけやすくする環境づくりが大切です。

【表5】都筑区区民意識調査における居住意向



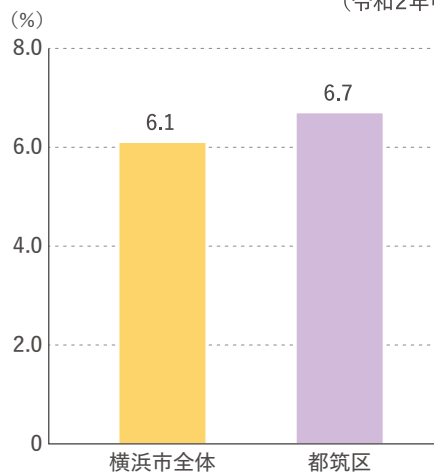
出典：令和元年度都筑区区民意識調査

【表6】[参考] 横浜市民意識調査における居住意向



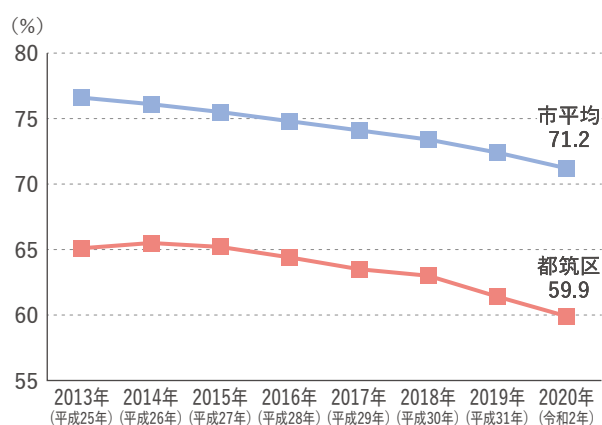
出典：令和元年度横浜市民意識調査

【表7】転入者のうち65歳以上が占める割合  
(令和2年中)



出典：横浜市統計ポータルサイト

【表8】自治会町内会加入率の推移(各年4月1日時点)

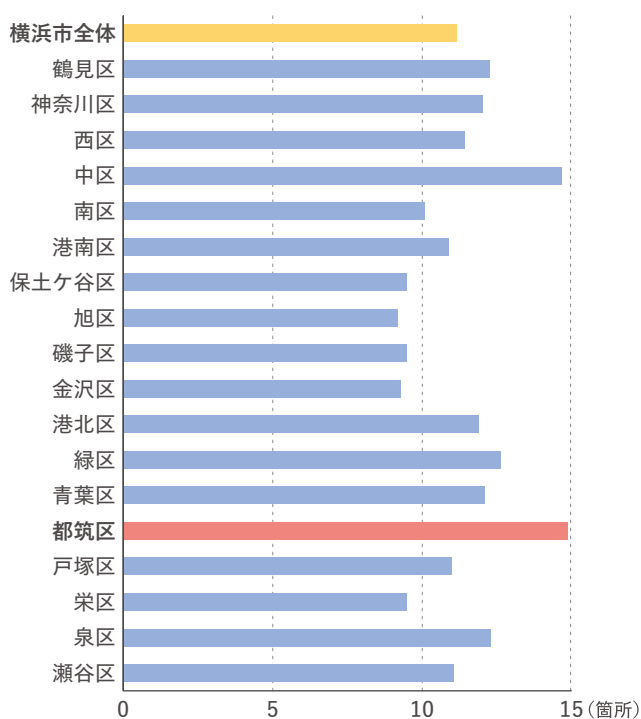


出典：市民局地域活動推進課  
都筑区地域振興課

### 3 75歳以上区民1,000人あたりの介護施設数や入所定員数が多い。 また、在宅療養支援診療所数が多い。

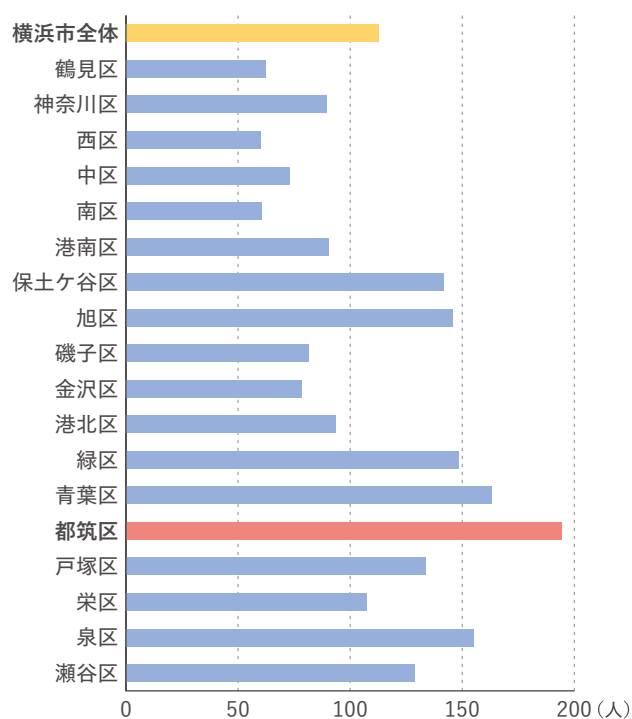
都筑区は、75歳以上の人口1,000人あたりの介護施設数と入所定員数【表9・10】が18区で最も多くなっています。また、在宅療養支援診療所も多くありますが【表11】、今後在宅での看取りも含めた医療や、本人の状況に合わせた介護の充実が求められています。

【表9】75歳以上1,000人あたりの介護施設数※1  
(令和2年9月時点)



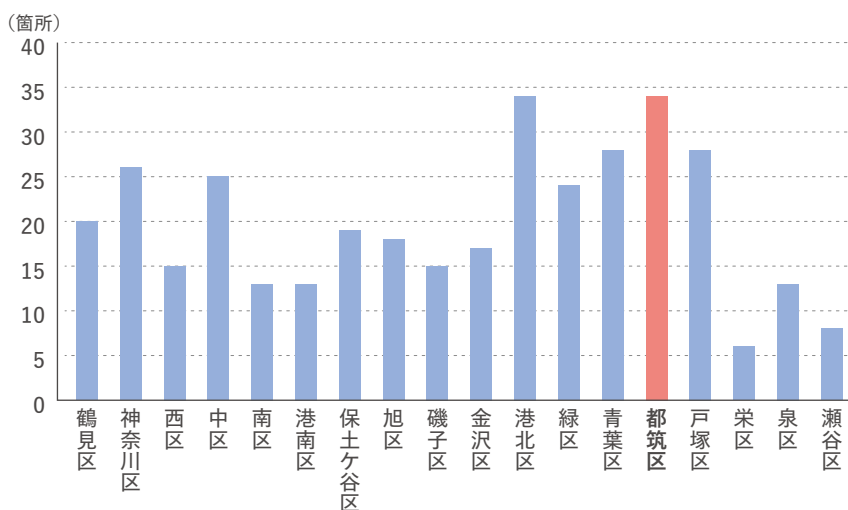
出典:日本医師会 地域医療情報システム

【表10】75歳以上1,000人あたりの入所定員数※2  
(令和2年9月時点)



出典:日本医師会 地域医療情報システム

【表11】在宅療養支援診療所数(令和2年11月時点)



出典:日本医師会 地域医療情報システム

※1 介護施設数  
…訪問型介護施設、通所型介護施設、  
入所型介護施設、特定施設等の施設数  
※2 入所定員数  
…入所型介護施設、特定施設の定員数

# IV 都筑区の取組

都筑区では、地域包括ケアシステムの構築を目指す上で取組の充実を図ることが必要な「健康づくり・介護予防」「生活支援」「医療・介護連携」「認知症支援」「権利擁護」の5つの分野に取り組めます。

取り組みにあたっては、区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ、区医師会、在宅医療連携拠点、自治会町内会、民生委員・児童委員協議会、民間企業、NPO法人など多様な主体が会議等での意見交換を通じ、課題を共有し相互に連携することで、地域全体で高齢者を支え合うことのできるまちづくりを推進していきます。

## 各分野における重点取組

### 健康づくり・介護予防 ▶ 地域活動の活性化支援

地域活動の活性化のため、歩いて行ける身近な場所で健康づくりや居場所づくり、仲間と一緒に取り組む活動などの立上げや運営の支援を行います。

### 生活支援 ▶ 多様な主体による生活支援サービスの構築

公的な制度以外にも、自治会町内会、ボランティア、NPO法人、社会福祉法人、民間企業等の多様な主体が行うサービスが利用できる地域をつくります。

### 医療・介護連携 ▶ 多職種連携の推進

在宅医療と介護が切れ目なく本人及び家族を支援するためには、医療・介護に携わる多職種(医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、ケアマネジャー、介護福祉士など)の連携(顔の見える関係づくり)が必要です。都筑区医師会地域多職種連携協議会が中心になり、それぞれの職種の専門性と役割をお互いに理解し、利用者の在宅医療や介護体制をより円滑に整えられるよう支援します。

### 認知症支援 ▶ 認知症に関する理解促進と見守り体制の充実

認知症の方やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、幅広い世代に向けて認知症の正しい知識の普及啓発を図り、認知症への理解を促進します。また、地域での見守り体制の充実を進めます。

### 権利擁護 ▶ 高齢者の人権を守るための取組

本人の意思や権利・安全が守られ、高齢者が自分らしい暮らしを続けるために、権利擁護や意思決定支援、虐待防止に取り組めます。

## 新しい生活様式を踏まえた取組の推進

新型コロナウイルス感染症の発生は、私たちの日常に様々な変化を与えました。

地域包括ケアシステム構築に向けた取組についても、新型コロナウイルス感染症対策のため従来どおりの実施が困難となるなど大きな影響を受けました。しかし、そのような中で、3密(密閉・密集・密接)を回避した上での継続的な手法での活動実施や、オンライン会議等のICT(情報通信技術)の活用など、様々な工夫で継続・再開されてきた事業や活動もあります。

新型コロナウイルス感染症の影響は今後も続くことが予想されますが、アクションプランで目指す姿や取組が変わるものではありません。新しい生活様式を踏まえて分野ごとの取組を着実に推進していきます。

## (1) 目指す姿

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるためには、誰もが主体的に社会参加や介護予防を見据えた健康づくりに取り組み、要介護状態にならずに健康寿命を延ばすことが最も重要です。

区役所や地域ケアプラザ等が中心となり健康づくりや社会参加の重要性を普及啓発するとともに、自治会町内会や民間企業、NPO 法人などの多様な主体と連携することで、身近な地域で心身の状態に合わせて参加できる通いの場の充実を目指します。

### 【目標値】

指 標	2020年度(令和2年度)	2025年度(令和7年度)
通いの場の参加人数	2,223人	3,400人
通いの場の参加率	5.8%	8.3%

## (2) 取組の方向性・内容

### ア 健康づくり・介護予防の意識の醸成・普及啓発

介護保険制度の基本理念である自立支援の考え方や心身の変化に合わせた健康づくりの重要性について啓発活動を行います。また、関係団体と連携した健康づくりの講座を実施します。

- 区役所や地域ケアプラザによる区民向けの介護予防講座
- 地域での会合や老人クラブ等の場を通じた、健康づくりの普及啓発
- 緑道や公園等の区内の魅力資源を活用したウォーキングの推進
- 都筑野菜の活用など、食生活を中心とした健康づくりの普及啓発

### イ 多様な活動等の把握・情報発信

いつまでも人とのつながりを持ち続けられるよう、今までの知識・経験や関心、健康状態等に合わせた活動の紹介や参加への働きかけを行います。

- 一人暮らしやいわゆる呼び寄せ高齢者、虚弱な人の把握・通いの場等へのつながり支援
- 多様な主体による地域活動の情報収集
- 区民活動センターや地域ケアプラザ等と連携した地域活動の紹介
- 広報やホームページ、様々な会合の場を通じた積極的な情報発信



## ウ 地域活動の活性化支援

地域活動の活性化のため、歩いて行ける身近な場所で健康づくりや居場所づくり、仲間と一緒に取り組む活動などの立上げや運営の支援を行います。

- 元気づくりステーションの活動支援
- 健康づくりや居場所づくりに関わる団体等への支援・連携
- 自治会等を中心とした世代間交流の支援
- 活動団体同士の情報交換の支援

## エ 社会参加の促進、担い手の育成

区民が今まで培った知識・経験・能力を生かし、社会参加や地域活動の担い手として活躍できるよう、地域ケアプラザ、社会福祉協議会等と連携して情報提供や支援を実施します。

- 地域ケアプラザ等と連携した地域人材の発掘
- 活動の担い手やボランティア等を対象とした人材育成やフォローアップ
- 活動の担い手同士の情報交換の支援
- 関係機関等と連携した、シニアの就労や起業の支援

### ➡ COLUMN 元気づくりステーション

元気づくりステーションは、健康づくりや介護予防に取り組むグループで、高齢者が地域の中で人とつながりながら、健康で生きがいのある生活を送ることを目的として活動しています。どのグループも、地域の介護予防活動のモデルとなる存在です。

元気づくりステーションの活動は、屋外で行うウォーキングや農作業、屋内で行う体操やヨガ、調理、脳トレなど、内容は様々です。地域の方々によって運営され、参加する皆さんがそれぞれできることを協力し合いながら、主体的に活動しています。

新型コロナウイルス感染症の影響も大きく受けましたが、「新しい生活様式」を取り入れた新たな元気づくりステーションのあり方を皆で検討しています。

今後も、高齢者が歩いて行ける身近な場所に、健康づくりや介護予防に取り組む様々な活動が広がっていくように、区役所では、住民の皆さんと共に、元気づくりステーションの立ち上げや運営支援に取り組んでいきます。



ポールウォーキングの様子  
(元気づくりステーションねこの手)

### (1) 目指す姿

高齢者一人ひとりが自分でできることを大切にしながら住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域ケアプラザ、社会福祉協議会と連携し、自治会町内会、ボランティア、NPO法人、社会福祉法人及び民間企業など、多様な主体による生活支援サービスの充実を目指します。

#### 【目標値】

指 標	2020年度(令和2年度)	2025年度(令和7年度)
住民主体の地域の活動把握数	323件	338件
住民主体の地域の活動把握数のうち交流・居場所の数	293件	303件
要支援者等にも配慮した住民主体の支え合い活動の数(サービスB)	2団体	2団体

### (2) 取組の方向性・内容

#### ア 地区状況と高齢者の暮らしの把握・分析

高齢者の生活の中の課題を解決するために、地域の特徴を踏まえ、高齢者の暮らしの状況や生活上のニーズを把握・分析します。

- 地域福祉保健計画における地域懇談会(区内15地区で実施)や地域の役員会などでの課題の把握
- 民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会関係者、地域の関係者等からのニーズの把握
- 地域ケアプラザや社会福祉協議会との情報共有・分析

#### イ 多様な主体による生活支援サービスの構築

公的な制度以外にも、自治会町内会、ボランティア、NPO法人、社会福祉法人、民間企業等の多様な主体が行うサービスが利用できる地域をつくります。

- 地域で行われている住民主体の見守り活動の充実に向けた支援の検討
- 日常的な買い物への支援や通院、地域の集いの場などへの移動手段の検討
- 日常生活の困りごとに対応する生活支援ボランティアグループの活動支援
- 多様な主体と連携した新たな生活支援サービスの創出に向けた支援
- 要支援者等に配慮した住民主体による活動の支援
- 多様な主体が行う生活支援サービスの情報収集と発信



## ウ 地域のネットワークづくり

身近な地域の課題解決に向けて、関係する様々な団体や活動者が連携し、主体的、継続的に協議、実践できるよう支援します。

- 介護保険サービスの利用開始後も地域とのつながりが続くような仕組みづくり
- 生活支援サービスの創出・継続・発展に向けた多様な主体との検討
- 利用できる既存の施設や空き店舗等の情報の集約と提供
- 地域活動の担い手となる人材の育成と活動支援

### ➡ COLUMN ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビによる情報発信

地域で実施されている様々な地域活動やサービスの情報を収集・発信することも「地域包括ケアシステム」の構築を目指す上で大切です。

横浜市では、地域の方々を中心となって行うサロンや趣味活動の場、日常生活のちょっとした困りごとをお手伝いする活動の情報などを検索できるウェブサイト「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ(以下、「検索ナビ」という。)」を公開しています。検索ナビには、地域ケアプラザ等が集めた情報を、活動・サービスを提供する団体の同意を得て掲載しています。

このような地域の情報を手軽に入手できるようになったことで、高齢者自らが参加したい活動、利用したいサービスを選ぶ機会が増えます。また、地域に向けて情報を発信することで、地域活動やサービスへの新しい支援やつながりも得られるかもしれません。今後も高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、検索ナビの活用を広げ、人とのつながり、日々の生きがいを持つきっかけを作っていきます。



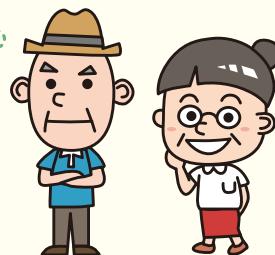
横浜 地域活動ナビ 検索



気軽におしゃべりしたり、  
趣味が楽しめる場所は  
ないかな？

体力維持できるように、  
気軽に体操できる場所は  
ないかな？

配食サービスって、  
私の地域でも  
やっているのかな？



## (1) 目指す姿

医療・介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、適切な医療・介護サービスが一体的に提供されることが必要です。

都筑区医師会・都筑区在宅医療連携拠点（都筑区在宅医療相談室）と共に、地域ケア会議なども活用し、課題を共有しながら、多職種が連携して在宅療養生活を支える仕組みづくりを目指します。

### 【目標値】

指 標	2020年度(令和2年度)	2025年度(令和7年度)
「在宅におけるチーム医療を担う人材育成研修」の受講者数	90人	90人

## (2) 取組の方向性・内容

### ア 在宅医療連携拠点の支援

在宅医療の充実が図られるよう、在宅医療連携拠点の運営を支援します。

- 区内の医療・介護連携の中心を担う3者（在宅医療連携拠点、地域ケアプラザ、区役所）の連携促進
- 医療機関や介護事業所、介護施設へ向けた在宅医療連携拠点の役割についての理解の促進

### イ 多職種連携の推進

在宅医療と介護が切れ目なく本人及び家族を支援するためには、医療・介護に携わる多職種（医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、ケアマネジャー、介護福祉士など）の連携（顔の見える関係づくり）が必要です。都筑区医師会地域多職種連携協議会が中心になり、それぞれの職種の専門性と役割をお互いに理解し、利用者の在宅医療や介護体制をより円滑に整えられるよう支援します。

- 多職種連携のための研修の実施
- 医療機関と介護事業所との連携会議等の実施

## ウ 区民に向けた在宅医療・介護の理解促進

高齢者が自らの意思で自分の生き方を選択し、必要な医療やサービスを適切に利用できるようにします。

- 在宅医療・介護に関する普及啓発
- 「人生の最終段階」における療養生活や治療、在宅医療や看取りに関する市民向け講演会などでの啓発
- もしも手帳、都筑区版エンディングノートの配布
- 救急車の適正利用のための関係機関と区民への理解促進

### ➤ COLUMN 在宅医療の必要性について（都筑区医師会 副会長 小林 雅子先生）

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしく安心して生活していくには、在宅医療は大切な医療環境です。病院医療が、高度に専門化し、入院選択が減少する中、今では、在宅で通常の治療から看取りまで、幅広い医療や療養、その相談が受けられるようになっています。在宅医療は在宅生活でもあり、在宅で最後まで過ごす人生でもあります。つまり在宅医療は特別な医療ではなく、これからの高齢者に必要な環境と言えます。

都筑区ではそれを支えるために、医療だけでなく、看護・介護・福祉の多職種の専門家がお互い、顔の見える関係を作っており、必要なときにチームで動いて支える仕組みができています。都筑区医師会では、在宅医療連携拠点を運営し、区役所、地域ケアプラザとの連携を図りながら、多職種の方々と研修会や協議会、検討会を毎月開いてこの関係を広げています。新たに、医師、歯科医師、薬剤師の連携の場も作りながら、充実した在宅医療を提供できるよう努力しています。

医師会や在宅医療連携拠点と一緒に  
医療と介護の連携に取り組みます！



## (1) 目指す姿

高齢者人口の増加に伴い、認知症の方の増加も見込まれています。  
 認知症予防と、認知症になっても本人や家族が地域の中で孤立せず、認知症への理解や見守りの目がある環境の中で暮らし続けることができる地域づくりを目指します。

### 【目標値】

指 標	2020年度(令和2年度)	2025年度(令和7年度)
認知症サポーター養成数(累計)	26,236人	28,500人
認知症高齢者等SOSネットワーク登録者数	97人	110人
認知症カフェ数	9箇所	9箇所
認知症初期集中支援チームの支援件数	7件	7件

## (2) 取組の方向性・内容

### ア 認知症に関する理解促進と見守り体制の充実

認知症の方やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、幅広い世代に向けて認知症の正しい知識の普及啓発を図り、認知症への理解を促進します。また、地域での見守り体制の充実を進めます。

- 認知症を正しく理解し普及する活動の担い手等を対象とした人材育成
- 認知症の理解促進につながる普及啓発
- 認知症高齢者等SOSネットワークの周知・運用

### イ 認知症予防の取組の推進と社会参加できる場の充実

認知症予防の取組と、認知症の方やその家族が社会から孤立せず、継続的に社会とつながることができる取組を推進します。

- 認知症予防に関する普及啓発
- 認知症カフェ等の活動支援

## ウ 認知症の早期発見・早期対応に向けた連携

認知症を疑われる方が早期に適切な対応につながるよう、医療・介護との連携を推進します。

- 認知症初期集中支援チームの周知・活用
- 認知症サポート医との連携

### ➤ COLUMN 認知症の正しい理解促進に向けて

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守り、自分のできる範囲で活動する「応援者」のことです。都筑区には、令和3年3月末現在、26,236人の認知症サポーターがいます。

認知症サポーターになるためには、認知症サポーター養成講座を受講する必要があります。都筑区では、地域、職域、学校など様々な場所で認知症サポーター養成講座を開催しています。

昨今は感染症の影響により、認知症サポーター養成講座の開催が難しくなっていますが、都筑区ではオンラインによる認知症サポーター養成講座の開催を検討中です。

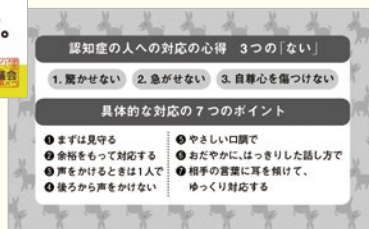
認知症になっても安心して暮らせるまちをつかっていくため、認知症サポーター、認知症キャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座の講師役）の皆さんと共に認知症の正しい理解の普及啓発を進めます。



テキスト



サポーターカード(表)



サポーターカード(裏)

認知症サポーター養成講座受講者には、テキストと認知症サポーターの証であるサポーターカードをお渡しています。



## (1) 目指す姿

高齢者世帯の増加により、消費者被害や財産搾取の被害、虐待等、重大な権利侵害の事例への対応が一層求められています。また、認知症等により意思決定に支障のある高齢者の権利や財産を守るための制度である成年後見制度については、理解促進に向けた広報等は行われていますが、地域の理解を更に促進する必要があります。

成年後見制度の利用促進など権利擁護や意思決定支援に取り組み、本人の意思や権利・安全が守られ、高齢者が自分らしい暮らしを続けることができる地域を目指します。また、虐待リスクの高い世帯への支援や、介護者向けの啓発事業を通じて虐待防止に取り組みます。

## (2) 取組の方向性・内容

- 成年後見制度の普及啓発や、弁護士等の専門家と区役所、社会福祉協議会、地域ケアプラザの専門職のネットワークづくり
- 高齢者の虐待防止につながる情報の発信
- 介護者向けの情報提供や普及啓発事業
- 意思決定支援（都筑区版エンディングノートの配布や書き方講座の実施等）
- 虐待リスクの高い世帯への支援

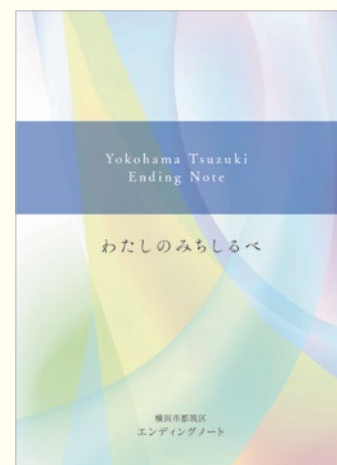
### ⇒ COLUMN 都筑区版エンディングノート

横浜市では、これまでの人生を振り返り、これからの生き方を考え、家族や大切な人と共有するきっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを配布しています。

エンディングノートは、地域包括ケアシステムの土台である「本人の選択と本人・家族の心構え」をつくる意思決定を支援するためのものです。

地域包括ケアシステムが構築され、たくさんのサービスや社会資源、支え合いの仕組みができて、本人の意思で選択できないと本当の意味で「自分らしい」暮らしとは言えません。エンディングノートをきっかけにこれからどのような暮らしを送りたいのか、自ら考え(元気なうちから)その思いを家族などと共有することが大切です。

都筑区では「わたしのみちしるべ」と題し、「ライフプランを考えるノート」として、本人自らこれからのライフステージをイメージし、未来を考えるきっかけとなる内容となっています。また、区役所や多様な地域関係者が連携し、エンディングノートを活用するための書き方講座を開催しています。





## ➤ COLUMN 生活に困窮する高齢者への支援

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続ける上で、経済的な不安がその妨げとなることが少なくありません。そして、そのような経済的な不安は、年金や就労収入の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった、様々な要因が関係しています。

都筑区では、区役所内に設けられたハローワークの就労支援窓口「ジョブスポット」との連携による就労支援や、ファイナンシャルプランナー等の専門員による家計改善支援など、高齢者の生活困窮の解決に向けた支援を行っています。また、地域の中で生活に困窮する高齢者に気づき、早期の支援につなげるため、地域の関係機関との情報共有の場を設け、地域の支援者や住民を対象とした研修の開催を推進するなどしています。

このような取組は、地域包括ケアシステムの構築に向けた5つの分野の充実にもつながっています。



ジョブスポット都筑



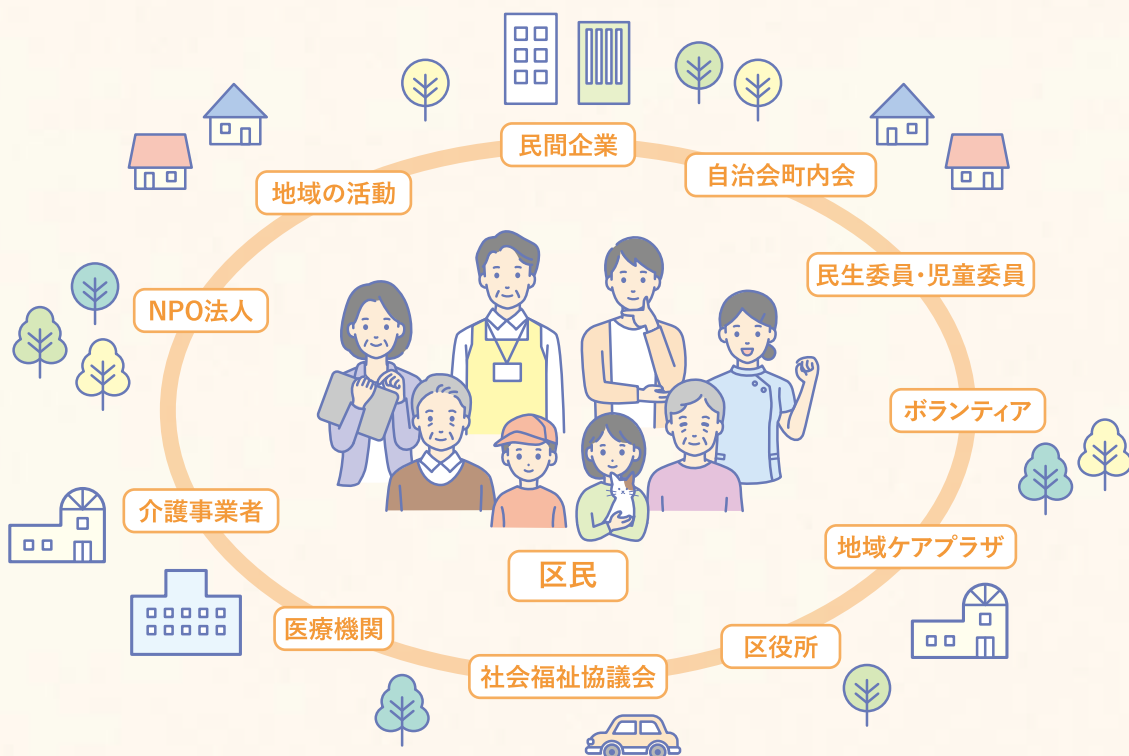
地域の支援者等を対象とした講演会の様子

## 今後に向けて

都筑区は平均年齢が18区で最も若い一方、短期間で急速に高齢化が進んでいく見通しです。増加する高齢者の内訳は介護が必要になる前の前期高齢者が多いことから、健康づくり・介護予防の取組効果は高いと考えられます。

都筑区の高齢者が持つ社会参加への意欲、新しい活動を始められる力を十分に発揮し、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられることが、地域包括ケアシステムの目指す姿です。地域とのつながりを大切にしながら、多様な主体が連携して地域包括ケアシステムを構築していきます。

また、アクションプランの内容は、今後の社会情勢や経済状況、都筑区の状況の変化に合わせ、見直しを行います。





## ■都筑区高齢者の状況

### 1 基本データ

令和3年3月末時点

	人口総数(人)	高齢者人口(人) (65歳以上)	75歳以上 人口(人)	高齢化率(%)	平均年齢(歳)	65歳以上の 人口増加率(%)	75歳以上の 人口増加率(%)
横浜市全体	3,758,300	928,450	483,034	24.7	46.3	0.8	1.1
<b>都筑区</b>	<b>8位</b> <b>213,914</b>	<b>14位</b> <b>38,060</b>	<b>15位</b> <b>19,100</b>	<b>18位</b> <b>17.8</b>	<b>18位</b> <b>42.8</b>	<b>1位</b> <b>2.3</b>	<b>1位</b> <b>2.4</b>
鶴見区	295,310	63,249	30,866	21.4	44.4	0.8	1.0
神奈川区	241,561	53,136	27,068	22.0	45.0	0.6	0.8
西区	103,588	20,379	10,328	19.7	44.4	0.2	-0.7
中区	153,106	36,056	17,499	23.5	47.1	0.5	-0.1
南区	199,256	53,885	27,591	27.0	47.9	0.3	-0.4
港南区	214,804	61,770	33,295	28.8	48.4	0.7	1.3
保土ヶ谷区	204,845	54,309	29,001	26.5	47.3	0.5	0.4
旭区	245,734	72,369	39,732	29.5	48.6	0.3	0.6
磯子区	167,405	46,266	24,304	27.6	47.7	0.6	0.9
金沢区	196,966	59,387	30,275	30.2	48.8	0.8	1.4
港北区	351,152	69,880	35,681	19.9	43.8	0.9	1.0
緑区	182,263	43,940	22,929	24.1	45.6	1.4	2.3
青葉区	309,987	68,080	33,957	22.0	45.2	1.8	2.2
戸塚区	282,445	72,173	37,868	25.6	46.2	1.0	1.4
栄区	120,514	37,415	20,980	31.0	49.1	0.3	2.1
泉区	152,742	43,765	23,589	28.7	48.1	0.8	1.7
瀬谷区	122,708	34,331	18,971	28.0	47.7	0.6	0.8

### 2 要介護認定者数

令和3年3月末時点

	横浜市		都筑区	
	認定者数(人)	割合(%)	認定者数(人)	割合(%)
要支援1	22,375	12.7	<b>1,024</b>	<b>14.6</b>
要支援2	28,450	16.1	<b>1,233</b>	<b>17.5</b>
要介護1	27,521	15.6	<b>1,049</b>	<b>14.9</b>
要介護2	37,334	21.2	<b>1,400</b>	<b>19.9</b>
要介護3	24,025	13.6	<b>918</b>	<b>13.0</b>
要介護4	21,670	12.3	<b>796</b>	<b>11.3</b>
要介護5	14,995	8.5	<b>616</b>	<b>8.8</b>
合計	176,370	認定率19.0	<b>7,036</b>	<b>認定率18.5</b>

※認定率：高齢者人口に占める要介護認定者数

### 3 介護保険認定における認知症自立度の分布

令和3年3月末時点

自立度	症 状	人 数
自立	まったく認知症を有しない	1,394
I	何らかの認知症は有するが、日常生活はほぼ自立している	1,654
II a	たびたび道に迷う 買い物や事務、金銭管理など、それまでできたことにミスが目立つ程度	<b>778</b>
II b	服薬の管理が出来ない、電話の応対や訪問者の対応など一人で留守番ができない等	<b>1,459</b>
III a	着替え、食事、排泄が上手にできない。やたら物を口に入れる、拾い集める、徘徊・奇声	<b>965</b>
III b	夜間を中心としてランクIIIaの状態が見られる	<b>194</b>
IV	常に目を離すことができない状態	<b>334</b>
M	せん妄・妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態	<b>30</b>
合計		6,808

} 合計数  
3,760人  
55.23%

## ■用語集

	用語	説明
あ 行	エンディングノート	これまでの人生を振り返り、自身の想いをまとめ、今後のライフプランを考えるためのノートで、横浜市各区でオリジナルに作成している。
か 行	通いの場	歩いて行ける身近なところで地域に住む高齢者が定期的に集まり、運動、趣味活動、茶話会などの多様な活動をしている場
	元気づくりステーション	住民と横浜市が協働し、介護予防活動の核として自主的に活動しているグループ。体操、ウォーキング、脳トレなど多様な活動を行っている。
	権利擁護	認知症等で自己の権利や意思を表明することが困難な福祉サービス利用者の意思決定を援助し、支援を行うこと。
さ 行	サービスB (横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業)	ボランティアを始めとした地域住民の方々が、要支援者等の方に介護予防・生活支援のサービスを提供する活動のこと。横浜市では、活動にかかる費用に補助金を交付している。
	在宅医療連携拠点	横浜市医師会と協働し、在宅医療を担う医師への支援や、在宅介護を担うケアマネジャーなどに対する医療的支援を実施するために各区に設置している拠点
	在宅におけるチーム医療を担う人材育成研修	在宅医療・介護関係者による多職種連携(顔の見える関係づくり)を強化するため、区役所と区医師会等が共同で企画・実施している研修
	在宅療養支援診療所	地域において在宅医療を支える24時間の窓口として、他の病院、診療所等と連携を図りつつ、24時間往診、訪問看護等を提供する診療所
	成年後見制度	認知症高齢者の方や知的障害や精神障害のある方などが安心して生活できるように保護し、支援する制度。法的に権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重し、健康や生活状況に配慮しながら本人に代わり財産の管理や介護サービスなどの契約等を行う。

	用語	説明
た 行	都筑区医師会地域多職種連携協議会	平成26年に都筑区医師会が中心となり地域の関係機関に呼びかけ設立した団体であり、区内の在宅に関係する事業所等と病院、歯科医師会、薬剤師会などの15団体が所属している。地域住民が医療や介護等が必要になっても、都筑区内に所在する医療介護事業者の緊密なる連絡調整を通して適切なサービスを利用することにより、住み慣れた地域で尊厳を維持しながら、自立した日常生活の継続が図れることを目的に活動している。
	地域ケア会議	多職種の協働のもと、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを支援し、地域の方々と共に地域で高齢者を支えるネットワークを構築するとともに、具体的な地域課題やニーズを必要な社会基盤整備につなげていく一つの手法。個別ケースの検討を行う会議を始点として、包括レベル、区レベル、市レベルの地域ケア会議が重層的に構成されており、各レベルで解決できない課題は、より広域レベルで検討し、資源開発や政策形成にまでつなげていく仕組み
な 行	認知症カフェ	認知症の方やその家族、地域住民、医療や福祉などの専門職など誰でも気軽に立ち寄り、気軽に情報交換や相談ができる場所
	認知症高齢者等SOSネットワーク	認知症の方ご本人の情報を発見協力機関に伝え、協力機関が通常業務の範囲内で発見保護に協力する仕組み
	認知症サポーター	認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の方や家族を温かく見守り、自分でできる身近なところから考え、手助けをする応援者
	認知症サポート医	認知症の方の診察に習熟し、かかりつけ医等への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師
	認知症初期集中支援チーム	認知症の方やその疑いのある方の自宅を訪問し、医療機関の受診や介護サービスの利用支援、状態に応じた助言などを行い、安定的な支援につなぐ、医療や介護の専門職で構成されるチーム
ま 行	もしも手帳	人生の最終段階での医療やケアについて、元気なうちから考えるきっかけや、本人の考えを家族等と話す際の手助けとなるよう作成した啓発ツール



横浜市都筑区役所 高齢・障害支援課

〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1

TEL: 045-948-2306 FAX: 045-948-2490

令和4年3月発行